

平成31年度 保育所入所のしおり

佐久市福祉事務所長

保育所は、保護者が働いていたり病気などのため家庭で保育できないときに、保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。

1 保育の必要性の認定申請・入所申し込み

保育所を利用するには、下記2種類の申し込みを同時に行う必要があります。

① 保育を受ける認定の申し込み・・・「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」

(以下、「支給認定申請書」と記載しています。)

→ この申請に対し、保育を受ける必要があることを市が認定します。

< 3歳未満…「3号認定」 / 3歳以上…「2号認定」 >

② 保育所利用の申し込み・・・「保育所利用申込書」(含：保育料納付誓約書)

(以下、「利用申込書」と記載しています。)

→ 保育の必要性がない方(上記①の認定ができない方)は、保育所の利用はできません。

2 保育の必要性の事由

児童の保護者及び同居親族(世帯分離に関係なく同一住所にお住まい)で、65歳未満の方全員が次のいずれかの状態にある場合に、上記①の保育認定を受けることができます。

- (1) 居宅外、または居宅内で労働していることを常態としていること。
- (2) 母親が妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。(産前・産後各10週)
- (3) 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業準備を含む)を行っていること。(求職活動での利用は3ヵ月まで)
- (7) 就学中であること。(職業訓練校における職業訓練を含む)
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用して継続利用が必要であること。(3歳以上児)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が前各号に類すると認める状態にあること。

上記のいずれにも該当しない場合は、保育認定は受けられません。

※ 保育認定申し込みにあたっての注意事項

- 同居の親族やその他の者(65歳以上の方を除く)が家庭で児童を保育することができる場合は認定できません。申請書の世帯状況記入欄に、同居祖父母等の記入漏れ等の不備がみつかった場合には、再度確認させていただきます。
- 「下の子どもの育児に手がかかる」、「集団生活に慣れさせたい」等の理由では認定できません。
保育認定の必要のない幼稚園等の利用をご検討ください。
- 求職活動の場合は3ヵ月の利用を限度とし、就労証明書の提出により利用延長を認めます。(下にお子さんがいる場合、申込時に下のお子さんの保育先(保育所、祖父母宅等)がない場合は、求職活動での認定はできません。) 3ヵ月以内に就労証明書の提出がない場合は退所となります。
- 保護者が育児休業中の場合、原則として3歳未満児の利用はできません。

3 申し込み方法

下記日程のとおり、各保育所または市役所、各支所で申込みを受け付けます。（期限内必着で郵送も可）
年度途中の入所（出生予定のお子さんの利用、育児休業明けの利用、産前産後期間の利用等）についても、同日程で申込みを受け付けます。

申し込みの際は、利用申込書（白い用紙）・支給認定申請書（ブルーの用紙表裏）をご記入のうえ、
第1希望の保育所の申込み受付へご提出ください。記入は、記入例を参考にしてください。

※ 提出前に必要項目をすべて記入したことを再度確認してください。（押印は4か所）

※ 書類の記入にあたって、文字が消えるボールペンは使用しないでください。

<保育所利用申込受付日程>

※第1希望の保育所の申込み受付へご提出ください。

新規入所 受付会場	期日	10/16	10/17	10/18	10/19	10/22	10/23	10/24	10/25
	時間	(火)	(水)	(木)	(金)	(月)	(火)	(水)	(木)
午前 9:00~ 11:30		野沢 ひまわり	岸野	聖愛	中佐都	中込第一 田口	中込第二	東 臼田	泉 切原
	午後 1:30~ 4:00	城山	小雀	岩村田北 里曲	岩村田 青沼	平根 高瀬	大沢 佳里	あさしな	もちづき
<p>※受付当日は市職員が各保育所へ出向き、必要書類の確認をさせていただきます。</p> <p>上記日程で都合のつかない方、広域入所を希望の方は、10月29日（月）～10月31日（水）の間 子育て支援課または各支所高齢者児童福祉係窓口にて受付します。（午前8:30～午後5:15）</p>									
添付書類受付	<p>11月5日（月）～11月30日（金）[平日] 午前8:30～午後5:15</p> <p>提出先：子育て支援課または各支所高齢者児童福祉係</p> <p>※添付書類のご案内は、利用申し込みの受付時にお渡ししますので、後日ご提出ください。</p>								

<郵送の場合> 〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 佐久市福祉部子育て支援課保育係 宛て

※ 保育所利用申し込みにあたっての注意事項

- 入所年齢（クラス）は、平成31年4月1日現在の年齢です。
- 定員の関係や保育の必要性の事由によって、希望する保育所に入所できない場合があります。第1希望の保育所において定員に達し、利用調整となる場合には、第2希望以降（またはそれ以外）の保育所へご案内することがありますのでご了承ください。
- 原則として、申し込み後の希望保育所の変更はできません。（第1～第5希望の変更も不可）
 なお、申し込み後のキャンセルは可能です。
- 入所後、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、速やかに申し出ていただいた上、退所となります。年度更新の際には、家庭状況の再調査を行います。
- 慣らし保育希望の場合は、利用希望の保育所へ直接ご相談ください。

4 広域入所

佐久市内にお住まいで、保護者の勤務等の状況により市内の保育所への通園が困難な場合、市外の保育所に入所を希望することができます。（広域入所理由書の提出が必要）

※ 入所希望の保育所がある他市町村との協議及び利用調整が必要となるため、事前にご相談下さい。

5 添付書類 ※ 添付書類のご案内は、利用申し込みの受付時にお渡しします。

添付書類は平成30年11月5日(月)から平成30年11月30日(金)までに、市役所子育て支援課または各支所高齢者児童福祉係に提出してください。書類が整っていないと利用調整に入れず、入所できない場合があります。期間内に提出できない方は必ず子育て支援課保育係または各支所高齢者児童福祉係までご連絡下さい。

- 世帯全員(65歳未満の方が対象)の方の証明が必要です。
- 保護者の方が単身赴任等で住所を別にしている場合も同世帯となりますので、就労証明書が必要です。
- 海外赴任の場合は、勤務先より、平成29年中の収入額が確認できる書類を取り寄せて提出してください。(9月以降の保育料を算定するために、平成30年中の収入額が確認できる書類も必要になる場合があります。)

6 保育料

保育料は平成30年度及び平成31年度の保護者等の市区町村民税額等により決定します。4月から8月分の保育料は、平成29年中所得に基づく平成30年度の市区町村民税額、9月から翌年3月分の保育料は、平成30年中所得に基づく平成31年度の市区町村民税額により算定します。

市区町村民税の課税額がある世帯は、母子(父子)家庭でも保育料をご負担いただきます。また、父母の収入が基準額未満の場合、祖父母やその他の親族(世帯分離に関係なく同一住所にお住まい)、または親族以外で同居している方(内縁関係含む)の課税額を合算して保育料が算定されることがあります。

7 申し込みから入所まで

10/16～10/31	新規利用申込・支給認定申請受付
11/5～11/30	添付書類受付
1月上旬	支給認定決定通知書発行(保育の必要性の認定) ※ 希望保育所の利用決定通知ではありません。
1月下旬～2月上旬	利用調整期間(調整になる場合は通知いたします)
2月上旬	利用予定の保育所から入園準備会の通知
2月中旬～3月上旬	入園準備会/利用決定通知発行(準備会にてお渡し予定) ※ 年度途中入所の方の利用決定通知は、入所の1か月前～入所日頃の発行となります。(基本的に入所前の面接時または入所時にお渡し予定)
4月上旬	入園式、保育料決定通知書発行

転入予定で市外からの申し込み・妊娠中のお子さんの申し込みの場合

10/16～10/31	新規利用申込・支給認定申請受付
11/5～11/30	添付書類受付
1月下旬～2月上旬	利用調整期間(調整になる場合は通知いたします)
2月上旬	利用予定の保育所から入園準備会の通知
2月中旬～3月上旬	入園準備会
転入後 又は 出産後	利用決定通知、支給認定通知発行 ※ 年度途中入所の方の通知は、入所前の面接時または入所時にお渡し予定
4月上旬	入園式、保育料決定通知書発行

※ 決定通知等書類は転入後・出産後の発行となりますので、転入・出産をされましたらその旨子育て支援課または各支所高齢者児童福祉係へご連絡ください。転入の方は、入所日までに必ず転入手続きを済ませてください。

8 保育時間

保育の必要量により、保育短時間と保育標準時間に区分されます。(時間の認定)

- 平日・土曜日：保育短時間 …… 午前8時から午後4時までの8時間(土曜日：自由登園)
- 平日・土曜日：保育標準時間 …… 保育所開所から11時間(土曜日：自由登園)

9 延長保育

保護者の勤務等の都合により認定された保育時間を超えて保育が必要な場合には、延長保育を利用することができます。

- 保育短時間認定の場合 …… 保育所開所時間から朝8時までと、午後4時から閉所時間まで
- 保育標準時間認定の場合 …… 保育所開所11時間後から閉所時間まで

※ 保育利用時間別に、別途申し込みと延長保育料が必要です。

10 乳児保育(0歳児保育)

乳児(0歳児・生後4ヵ月程度～)保育は、全園実施しています。

11 休日保育

日曜・祝日等に保護者の勤務等で児童の保育を必要とする場合、休日保育を実施しています。

他園に通園していても利用可能です。

※ 利用する場合は、事前登録と休日保育料が必要です。

実施園	岩村田保育園	岸野保育園	ひまわり保育園
-----	--------	-------	---------

12 病児・病後児保育

病気の治療中又は回復期にあり集団保育が適当ではなく、保護者のやむをえない事情によって家庭で保育できない場合に利用することができます。

※ 利用する場合は、事前登録と病児・病後児保育料が必要です。

病児保育	浅間総合病院
病後児保育	岸野保育園

13 年度途中の申し込みについて

前年度中に利用申込(予約)を行わず、当該年度に入ってから途中入所の新規申し込みを行う場合は、ご希望に沿えないことがあります(利用施設、利用時間等)。

申し込みには、保育所利用申込書、支給認定申請書、就労証明書等の提出が必要です。

これらの必要書類が全てそろった時点で、受付けます。

14 その他

申し込み後、記載内容に変更が生じた場合や、利用申込を取り下げの場合は、子育て支援課保育係または各支所高齢者児童福祉係へご連絡ください。

<問い合わせ先>

佐久市役所	子育て支援課保育係	佐久市中込3056	電話	0267(62)3149(直通)
臼田支所	高齢者児童福祉係	佐久市臼田89-3	電話	0267(82)3111(代表)
浅科支所	高齢者児童福祉係	佐久市甲1399	電話	0267(58)2001(代表)
望月支所	高齢者児童福祉係	佐久市望月263	電話	0267(53)3111(代表)